

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和8年3月11日	有限会社今泉交通(法人番号9290002035981) 代表者今泉太	本社営業所	輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告、文書勧告	道路運送法(以下「法」)第23条第3項、法第27条第3項、道路運送車両法(以下「車両法」)第52条、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー適正化・活性化法」)第16条の4第1項	令和7年9月11日、法令違反の疑いがある旨の情報等を端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)運賃届出、運賃変更届出違反(タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項)、(2)運行管理者の選任(解任)届出違反(法第23条第3項)、(3)苦情処理の記録の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)、(4)点呼の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務員等台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)整備管理者の選任(変更)届出違反(運輸規則第45条、車両法第52条)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(13)法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出違反(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	4	4	4	4
	福岡県糟屋郡須恵町大字植木607-8	福岡県糟屋郡須恵町植木字脇本607-8							

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年3月16日	新三隈タクシー有限公司(法人番号9320002018850) 代表者高野修	本社営業所	輸送施設の使用停止 (125日車)、文書警告、 文書勧告	道路運送法(以下「法」) 第23条第3項、法第27条第3項、 道路運送車両法(以下「車両法」) 第48条	令和7年3月19日、長期監査未実施であることを端緒に監査実施。15件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任(解任)届出違反(法第23条第3項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)点呼の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(6)事故の記録事項義務違反(運輸規則第26条の2)、(7)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記載事項等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条、車両法第48条)、(12)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(13)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)、(14)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)、(15)指導主任者の転任(退任)届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)	13	13	13	13
	大分県日田市大字渡里93番地8	大分県日田市大字渡里字下瀬井手93番地8号							

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年3月25日	八幡第一交通株式会社(法人番号1290802013871) 代表者池田正則	黒崎営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年2月26日、公安委員会からの通知を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0
	福岡県北九州市八幡西区紅梅1丁目8番13号	福岡県北九州市八幡西区紅梅1-6-8							
令和8年3月25日	八幡第一交通株式会社(法人番号1290802013871) 代表者池田正則	八幡南営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年2月26日、公安委員会からの通知を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0
	福岡県北九州市八幡西区紅梅1丁目8番13号	福岡県北九州市八幡西区茶屋の原1-370-5							